

雇用保険Q & A 第3回

～被保険者に関する事務手続き、失業給付の体系～ 社会保険労務士 秋山恵美子

Q 1 労働者を雇い入れたとき、正社員からパートに変更したとき、転勤したとき、結婚等で氏名が変わったとき、退職、定年退職したとき等の場合、いつまでに、どのような手続きが必要ですか。

A 労働者の採用、退職のほかに、変更事項が 概要は表1のとおりです。
発生した場合は各種届出が必要になります。

< 表 1 >

こんなとき	提出書類	添 付 書 類 等	提出期限	ど こ へ
労働者を雇い入れたとき	被保険者資格取得届	○再就職の場合は雇用保険被保険者証 ○履歴書等(携) ○パートタイマーの場合は雇用契約書の写し	翌月の10日まで	事業所を管轄する公共職業安定所
区分変更 正社員 パートタイマー	被保険者区分変更届	辞令、雇用契約書等区分変更日付の明らかになるもの		
氏名変更	被保険者氏名変更届	雇用保険被保険者証	すみやかに	
事業所間での転勤	被保険者転勤届	○辞令等転勤日付の明らかになるものの写し ○雇用保険被保険者証・資格喪失届	転勤した日の翌日から10日以内	転勤後の事業所を管轄する公共職業安定所
60歳に達したとき	被保険者六十歳到達時賃金月額証明書	○賃金台帳(携)出勤簿(携) ○運転免許証または住民票の写し	60歳に達した日等の翌日から10日以内	事業所を管轄する公共職業安定所
退職のとき	・被保険者離職証明者 ・被保険者資格喪失届	○賃金台帳(携)出勤簿(携) ○退職届の写し ○定年等の場合は就業規則等(携)雇用契約書(携)	離職日の翌日から10日以内	

(携): 届出の際、携行するもの

パートタイマーの雇用保険加入要件

次の2点をともに満たした場合に加入

1. 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満
2. 1年以上継続して雇用が見込まれること

Q 2 雇用保険の失業等給付には、主要な基本手当以外にもいろいろな種類があるときいていますが、具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

A 雇用保険制度の失業等給付は大きく分けて 4 種類（表 2 参照）あります。

失業者に対する給付、求職者給付は雇用保険加入区分、被保険者の種類別になっています（表 3 参照）。

ご質問のとおり、一般被保険者への給付では基本手当が一般的です。

その他に、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当があります。内容は次のとおりです。

< 表 2 . 失業等給付の 4 分類 >

失業等 給付	失業者に対する給付	求職者給付
	再就職者に対する給付	就職促進給付
	在職者・失業者に対する給付	教育訓練給付
	在職者に対する給付	雇用継続給付

< 表 3 . 失業者に対する給付：求職者給付 >

	失業者に対する給付	被保険者の種類	各 種 給 付
失 業 等 給 付	求職者給付	一般被保険者	基本手当
		退職日に満65歳未満の 正社員およびパートタイマ ー加入者	技能習得手当 - 受講手当・通所手当
			寄宿手当
			傷病手当
		高年齢継続被保険者	高年齢求職者給付金
		短期雇用特例被保険者	特例一時金
		日雇労働被保険者	日雇労働求職者給付金

1 . 技能習得手当

国は、求職者の職業能力アップを目的に専門的な職業技術習得のために各種の公共職業訓練を実施しています。

雇用保険の受給資格のある人が、公共職業安定所長の指示により、公共職業訓練を受講する場合、技能習得手当が支給されます。

技能習得手当には、受講手当と通所手当があり、基本手当に合算して支給されます。

< 受講手当 >

受講手当は公共職業訓練を受けた日毎に支給される手当です。支給額は 1 日あたり 500 円です。

< 通所手当 >

通所手当は自宅から訓練施設までに要した交通費です。月額上限 42,500 円です。

2 . 寄宿手当

雇用保険の受給資格のある人が、公共職業安定所長の指示により、公共職業訓練を受講するために、同居の扶養親族と別居して寄宿する場合支給される手当です。月額 10,700 円です。

3 . 傷病手当

離職者が公共職業安定所で求職の申し込みをした後、病気やけがのため 15 日以上引き続き職業に就くことができなくなった場合、基本手当に代えて支給される手当です。

傷病手当 1 日あたりの額は基本手当と同じです。受給するには証明書が必要です。